変　更　理　由　書

神 戸 市

工　事　名	湊方面第 32 号線（千鳥町）道路防災対策工事

契約変更後の工事概要

モルタル吹付工　　A=84 ㎡

契約変更の理由

1．　吹付モルタルの施工範囲について、当初は地山部分のみとしていたが、着手時に石積擁壁の間知石の隙間から雑木が生えてきており、今後の維持管理の点から石積擁壁部分も施工範囲に含めたため、吹付面積が 60 ㎡から 84 ㎡に増工した。

2．　アスカーブの設置について、近隣住民との協議の結果、現状でも道路幅員が狭く車両の通行が困難であることから、幅員確保のためアスカーブは廃工とした。代替として、モルタル吹付時に法肩を巻き込み雨水が法面へ排水されないよう施工を行った。

3．　その他工種の変更ならびに数量の増減については、現地精査による。